昭和39年5月7日規則第14号 改正 昭和40年4月1日規則第12号 昭和49年4月1日規則第12号 昭和52年7月1日規則第35号 昭和54年2月24日規則第1号 昭和56年3月27日規則第5号 昭和58年3月30日規則第10号 昭和62年3月31日規則第7号 平成元年6月29日規則第32号 平成2年3月26日規則第10号 平成5年3月31日規則第11号 平成6年10月20日規則第53号 平成9年2月24日規則第7号 平成11年3月31日規則第22号 平成13年2月28日規則第3号 平成16年8月31日規則第51号 平成17年3月2日規則第8号 平成20年3月24日規則第6号 平成21年5月29日規則第33号 平成23年1月13日規則第1号 平成26年6月26日規則第48号 平成27年3月30日規則第24号 平成28年3月1日規則第3号 平成30年8月24日規則第105号 令和2年3月26日規則第34号 令和3年3月31日規則第23号

令和5年3月31日規則第26号

川口市契約に関する規則

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(競争入札の参加者の資格)

- 第2条 一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。) に参加しようとする者は、 次に掲げる資格要件を備えていなければならない。ただし、市長において適当と認める者である ときは、この限りでない。
 - (1) 直接国税を納付していること。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)の適用を受ける建設工事にあっては、法の許可を受け建設業を営んでいること。
- 2 市長は、必要があるときは、競争入札の参加者に対し、経営の規模及び状況について、前項各 号以外に必要な資格要件を定めることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める契約に係る競争入札については、第1項の規定によらないで、当該 競争入札の参加者の資格に関し必要な要件を定めることができる。

(指名競争入札の参加者の資格に係る審査の申請手続等)

- 第3条 指名競争入札に参加しようとする者は、入札参加の資格審査の申請書に次に掲げる書類を 添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 納税証明書
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 身分証明書(個人営業者に限る。)
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な書類
- 2 建設業者にあっては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法に基づく許可証明書
 - (2) 経営事項審査申請書の写し
- 3 前2項に規定するもののほか、指名競争入札の参加者の資格に係る審査の申請手続については、 市長が別に定める。
- 4 市長は、第1項の承認を受けた者の名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成するものと する。

(入札の公告及び見積期間)

第4条 一般競争入札に付する場合は、入札期日の7日前(緊急を要する場合においては5日前)

までに、入札に必要な事項を公告しなければならない。ただし、次項第4号から第6号までに規 定する期間の契約にあっては、当該各号に規定する期間以上の公告期間をおかなければならない。

- 2 法の適用を受ける建設工事の見積期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、特別の事由があるものについては、市長において、これを短縮することができる。
 - (1) 1件の予定価格が1,000,000円未満の工事 1日以上
 - (2) 1件の予定価格が1,000,000円以上5,000,000円未満の工事 3日以上
 - (3) 1件の予定価格が5,000,000円以上25,000,000円未満の工事 5日以上
 - (4) 1件の予定価格が25,000,000円以上50,000,000円未満の工事 10日以上
 - (5) 1件の予定価格が50,000,000円以上100,000,000円未満の工事 15日以上
 - (6) 1件の予定価格が100,000,000円以上の工事 20日以上

(一般競争入札の参加手続)

- 第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、市長に対し当該入札に参加する資格を有する者であるかどうかの審査の申請をしなければならない。ただし、市長が、当該入札に係る契約の性質又は目的その他特別な事情により審査の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 代理人により一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ、その権限を証する書面を提出しなければならない。

(指名競争入札の参加者の指名)

第5条の2 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者名簿に登載された者のうちから、別に定める基準により参加者を指名しなければならない。

(入札保証金)

- 第6条 競争入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額(電磁的方法(市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)による公有財産又は物品の売払いに係る一般競争入札に参加しようとする者にあってはその都度市長が定める額)の入札保証金を納付しなければならない。
- 2 入札保証金に代用させる場合の担保は、次のとおりとする。
 - (1) 国債又は地方債の証券
 - (2) 鉄道債券その他の政府の保証のある債券

- (3) 銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫の発行する債券
- (4) 銀行等(銀行又は市長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行等が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行等に対する定期預金債権
- (7) 電磁的方法により公有財産及び物品の売払いに係る入札を行うシステムを管理する事業者 の保証
- 3 前項第1号から第3号までに掲げる証券は、無記名式とする。
- 4 第2項第6号に掲げる定期預金債権を担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。
- 5 第2項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 第2項第1号から第3号までに定める証券 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額 又は登録金額と異なるときは、発行価額)
 - (2) 第2項第4号から第6号までに定める証券又は債権 小切手金額、手形金額又は債権金額
 - (3) 第2項第7号に定める保証 その保証する金額
- 6 入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金の減免)

- **第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国若しくは地方公共団体又はこれらの公社若しくは公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、その者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) その他落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

- 第8条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の者に対しては開札後落札者が決定 した後、これを還付する。
- 2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。 (担保の提供で代用した入札保証金の処分)
- **第9条** 担保の提供で代用した入札保証金が市の所有に属することとなったときは、適宜の方法によりこれを処分し精算する。
- 2 前項の処分方法及びその価格については、何人も異議を申し立てることができない。 (競争入札の予定価格)
- 第10条 市長は、競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定しなければならない。
- 2 市長は、予定価格を記載した書面を作成の上、これを封書にし、開札の際これを開札場所に備 え置かなければならない。ただし、電磁的方法による公有財産又は物品の売払いに係る一般競争 入札で入札執行前に予定価格を公表するものについては、この限りでない。
- 3 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一 定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の場合においては、単価についてそ の予定価格を定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の 難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(調査基準価格等)

- 第10条の2 市長は、必要があるときは、あらかじめ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(これらの規定を令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する場合に該当するかどうかについての調査を行うための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定めることができる。
- 2 市長は、調査基準価格又は令第167条の10第2項に規定する最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)を定めたときは、前条第2項に規定する書面に記載するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、調査基準価格及び最低制限価格に係る手続その他必要な事項は、 市長が別に定める。

(入札の方法)

第11条 入札をしようとする者は、入札書に必要事項を記入し、記名のうえ、入札保証金を要する

ものについては、その領収書を添付して、市長の定める時限までに入札をしなければならない。

2 代理人が入札をしようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(入札の変更)

- 第12条 市長が必要と認めるときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。
- 2 市長は、入札に不正があると認めるときは、入札を取り消すことができる。
- 3 前2項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責めを負わない。 (入札の無効)
- 第13条 次の入札は、これを無効とする。
 - (1) 入札資格がない者の入札
 - (2) 入札保証金が所定の額に達していない者の入札
 - (3) 入札者の記名がない入札
 - (4) 同一入札について、入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (5) 金額その他主要部分が不明確な入札
 - (6) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者からの入札取消)

- 第14条 落札者が契約締結前に入札の取消しを申し出たときは、再入札を行う。この場合においては、第4条の規定によらないことができる。
- 2 前項の規定による申出が開札後直ちになされたときは、時宜により、次位の入札を落札とする ことができる。ただし、この場合の落札金額は、取り消した当初の落札者の落札金額と同額とす る。

(落札者の義務)

- **第15条** 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、 市長が特別の事情があると認めたときは、市長が指定する期日までに契約を締結するものとする。
- 2 前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 工事請負の落札者は、指定期間内に請負工事費内訳明細書その他市長が指定する書類を提出し なければならない。

(電磁的方法による入札の特例)

第15条の2 電磁的方法による競争入札については、第11条及び第13条の規定にかかわらず、市長が別に定めるものとする。

(随意契約によることができる額)

- 第16条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
 - (2) 財産の買入れ 800,000円
 - (3) 物件の借入れ 400,000円
 - (4) 財産の売払い 300,000円
 - (5) 物件の貸付け 300,000円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

(随意契約の内容等の公表の手続)

- 第16条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする ときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 契約の発注の見通し
 - (2) 契約の内容
 - (3) 契約の相手方の選定基準
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定により公表した契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 契約に係る物品又は役務の名称
 - (2) 契約の相手方の氏名又は名称
 - (3) 契約の相手方とした理由
 - (4) その他必要な事項

(随意契約の相手方の選定)

- 第16条の3 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、有資格者名簿に登載された者のうちから、別に定める基準により契約の相手方を選定しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、随意契約によろうとする契約の性質又は目的その他特別な 事情により有資格者名簿に登載されていない者を契約の相手方として選定する必要があると認める ときは、別に定める手続に従い当該者を選定することができる。

(随意契約の予定価格)

第16条の4 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第10条第3項及び第4項の規定に準じて予定価格を定め、当該予定価格を記載した書面を作成の上、これを封書にしなければならない。

- 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、川口市予算事務規則(昭和62年規則第23号)第17条第1項の規定による決裁を受けたことをもって、同項に規定する予算執行何書に記載された金額で予定価格を定めたものとみなすことができる。この場合において、市長は、前項の書面の作成を省略することができる。
- (1) 予算を執行しようとする額が第16条各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める 額以下であるとき。
- (2) 法令に基づいて価格が定められていることその他特別の理由により特定の価格によらなければ契約を締結することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(見積書の徴取)

- 第16条の5 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第16条の3の規定により 選定した2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当 するときは、1人の者からの見積書の徴取で足りるものとする。
 - (1) 物品の購入、印刷又は備品修繕で1件の予定価格が50,000円以下のとき。
 - (2) 定期刊行物及び継続的購読に係る新聞等を購入するとき。
 - (3) 非常災害時において緊急を要する物品を購入するとき。
 - (4) その他市長が契約の性質又は目的により、2人以上の者から見積書を徴する必要がないと 認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
 - (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
 - (2) 単価契約を締結したものに係る物品を購入するとき。
 - (3) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙等見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
 - (4) その他市長が見積書を徴することが適当でないと認めたとき。

(電磁的方法による随意契約の特例)

第16条の6 随意契約のうち、電磁的方法により行うこととしたものに係る手続その他必要な事項 については、市長が別に定めるものとする。

(契約書の作成等)

- 第17条 市長は、競争入札により落札者を決定し、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該 契約の締結につき、契約書を作成するものとする。
- 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により 該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 契約保証金
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、履行の追 完、代金の減額及び契約の解除
- (9) 危険負担
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。
 - (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が 第16条各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額を超えないとき。
 - (2) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、特に軽微な契約を 除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。 (契約保証金)
- 第19条 市長と契約を締結する者の納付する契約保証金は、契約金額の100分の10以上で市長の定める額とする。ただし、単価契約及び電磁的方法による一般競争入札で落札し、公有財産又は物品の売払いに係る契約を締結する者の納付する契約保証金の額は、その都度市長が定める。
- 2 契約保証金に代用させる場合の担保は、次のとおりとする。
 - (1) 第6条第2項第1号から第6号までに掲げるもの
 - (2) 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の 保証
- 3 第6条第3項から第6項まで(第5項第3号を除く。)の規定は、契約保証金の場合にこれを 準用する。

- 4 第2項第2号に掲げる担保の価値は、その保証する金額とする。
 - (契約保証金の減免)
- **第20条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 一般競争入札による契約を締結する場合において、契約の相手方が、過去2年間に国若しくは地方公共団体又はこれらの公社若しくは公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 指名競争入札による契約又は随意契約による契約を締結する場合において、契約の相手方 が契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が直ちに納付されるとき。 (損害賠償への充当)
- 第21条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合のほか、契約に伴う一切の損害賠償に 充当する。この場合において、なお、予定金があるときは、その金額を追徴するものとする。 (契約保証金の還付)
- **第22条** 契約保証金は、その債務履行後これを還付する。ただし、契約においてその全部又は一部 を保留したときは、この限りでない。

(契約の解除)

- **第23条** 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。
 - (1) 契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込がないとき。
 - (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に際し、当該係員の指揮監督に従わず、又はその職務を妨害したとき。
 - (4) その他契約事項に違反したとき。
- 2 前項の規定による契約の解除については、市長は、損害賠償を請求することができる。 (延期の承認)
- 第24条 非常災害その他正当の事由により、履行遅延のおそれがあるときは、請負人又は調達人は、 直ちにその事由を届け出て、延期の承認を求めなければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、その事実を調査し、正当な事由があると認めるときは、

相当期間を延長することができる。

(違約金)

第25条 契約の相手方が契約期間内に義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として、別に定める基準により徴収するものとする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(違約金の控除)

第26条 前条の規定により請負人又は調達人が違約金を指定する期日までに納付しないときは、市長は、支払代金からこれを控除することができる。

(前金払)

- 第27条 保証事業法第2条第1項に規定する公共工事(以下「公共工事」という。)については、市長が財政上支障がないと認めた場合に限り、当該公共工事の請負人に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、令附則第7条第1項の規定による前金払をすることができる。ただし、前払金の額は、市長が特に必要と認める場合を除くほか、第1号に掲げるものにあっては20,000,000円を限度とする。
 - (1) 公共工事のうち土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木 建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で契約金額が 3,000,000円以上のもの 当該契約金額の4割を超えない額
 - (2) 公共工事のうち土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木 建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に限る。)又は測量で契約金額 が3,000,000円以上のもの 当該契約金額の3割を超えない額
- 2 前項第1号に規定する工事であって、次の要件に該当するものについては、同項の規定により 前金払を受けた請負人に対し、同項の規定により既にした前金払に追加して前金払をすることが できる。この場合において、追加してする前金払の割合は、当該契約金額の2割を超えない範囲 内とし、かつ、当該追加して支払う前払金の額は、100,000,000円を限度とする。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係 る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当する

ものであること。

- (4) 前項の規定による前払金が支出済であること。
- 3 前払金の支払を受けようとする請負人は、その都度、保証事業会社の保証証書を市長に提出し なければならない。
- 4 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、変更後の 契約金額が変更前の契約金額を著しく増減したときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加 払し、又は返還させることができる。
- 5 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還 させるものとする。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
 - (2) 市との間の契約が解除されたとき。
 - (3) 前払金を当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。(代価の支払)
- 第28条 工事の既成部分(工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場にある工場製品(監督員の検査に合格したものに限る。)を含む。以下この条において同じ。)又は物品の既納部分に対しては、完済前にその代価の一部又は全部を支払うことができる。
- 2 前項の場合における支払額は、工事についてはその既成部分に対する代価の10分の9 (継続費 に係るものにあっては、10分の10)、物品についてはその代価の額を超えることができない。
- 3 前条の規定により前金払をした工事について、第1項の規定により部分払をするときは、工事の既成部分に相応する請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金額を控除した額に、10分の9から前払金額の請負代金額に対する割合を控除した値を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、継続費に係るものにあっては、工事の既成部分に相応する請負代金相当額から、前払金額に出来高率(工事の既成部分に相応する請負代金相当額の請負代金額に対する割合をいう。)を乗じて得た額及び既に支払った部分払金の額を控除した額を限度として支払うことができる。
- 4 部分払の支払回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 契約金額が2,000,000円以上5,000,000円未満の場合 1回
 - (2) 契約金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の場合 2回
 - (3) 契約金額が10,000,000円以上30,000,000円未満の場合 3回

- (4) 契約金額が30,000,000円以上の場合 30,000,000円を超える金額につき30,000,000円までの金額を増すごとに前号の回数に1を加えた回数
- 5 部分払の支払請求は、市長が必要と認めて承認した場合を除き、毎月1回を超えることができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第29条 契約から生ずる権利は、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に売買、貸借、請負、その他の契約を締結している場合は、契約の履行 を完了するに至るまで、なお、従前の例による。

(指定業者の申請手続の特例)

3 平成元年度に限り、建設業者にあっては、第3条第1項の規定の適用については、同項中「事業年度開始1月以前に」とあるのは「平成2年1月31日までに」と読み替えるものとする。

附 則(昭和40年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年7月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年2月24日規則第1号)

この規則は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月27日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中「毎事業年度」を「事業年度」に改める部分は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月30日規則第10号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日規則第7号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年6月29日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日規則第10号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第11号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月20日規則第53号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成9年2月24日規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第22号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月28日規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月31日規則第51号)

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成17年3月2日規則第8号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条の次に2条を加える改正規定(第 16条の2に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(随意契約の限度額を定める規則の廃止)

2 随意契約の限度額を定める規則(昭和57年規則第48号)は、廃止する。

(川口市行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則の一部改正)

3 川口市行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則(昭和62年規則第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年5月29日規則第33号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月13日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日規則第48号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の川口市契約に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知を行う工事について適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月24日規則第105号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の川口市契約に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第23号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第3号の改正規定は、公 布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の川口市契約に関する規則第27条の規定は、この規則の施行の日以後

に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。